

第4章

農山漁村体験活動の実施に向けた 課題とポイント

課題とポイント

【 農山漁村体験活動の実施に向けた **4 STEP** 】 【 実施にあたってのポイント 】

I 事前準備

I - 1 実施計画の策定

- ✓ 活動目的の設定
- ✓ 年間指導計画の策定
- ✓ 発生業務、検討事項の整理
- ✓ 補助者の協力要請
- ✓ 受入れ側の探索
- ✓ 体験プログラムの策定
- ✓ 安全管理体制の構築
- ✓ 下見（実地踏査）の実施

II 保護者との情報共有

II - 1 保護者への連絡

- ✓ 活動実施に係る連絡
- ✓ 保護者説明会の実施
- ✓ 児童生徒のアレルギー情報の収集
- ✓ 児童生徒の身体状態の確認

III 事前指導の実施

III - 1 生活面の指導の工夫

- ✓ 事前の意識付け
- ✓ 活動中のルール作り
- ✓ 学びの連続性・発展性を重視した事前学習

IV 体験活動中、活動後の取組

IV - 1 体験活動中の留意点

- ✓ 指導方法の工夫
- ✓ 振り返り機会の提供
- ✓ 事後学習の実施
- ✓ 体験活動の効果測定

課題とポイント

【 よくある課題 】

【 実施にあたってのポイント 】

I 事前準備

I - 1 実施計画の策定



活動目的を明確にする
ために手順を知りたい。

活動目的の設定

→p.33

教育課程に適切に
位置づけるための方策を
知りたい。

年間指導計画の策定

→p.34

I - 2 実施体制の構築



発生する業務内容を
あらかじめ
把握しておきたい。

発生業務、検討事項の整理

→p.43

多くの児童生徒を限ら
れた教員で引率・指導
できるか不安だ。

補助者の協力要請

→p.45

課題とポイント

【 よくある課題 】

【 実施にあたってのポイント 】

I 事前準備

I - 3 受入れ側との連携



どこで実施できるのか、誰に連絡するべきなのかを知りたい。

受入れ側の探索

→p.51



児童生徒に万が一のことがあってはいけない。

安全管理体制の構築

→p.64

どんな場所で実施するのか知りたい。危険な箇所が無いといいが。

下見（実地踏査）の実施

→p.72

課題とポイント

【 よくある課題 】

【 実施にあたってのポイント 】

II 保護者との情報共有

II-1 保護者への連絡



保護者に対して、事前に伝えるべき事項を知りたい。

活動実施に係る連絡

→p.75

保護者に対して、農山漁村体験活動の意義を伝えたい。

保護者説明会の実施

→p.77

II-2 児童生徒情報の取得



アレルギーに対して事前に対応すべきことを知りたい。

児童生徒のアレルギー情報の収集

→p.82

子どもの安全・健康管理上、どういった情報を集めるべきか知りたい。

児童生徒の身体状態の確認

→p.83

課題とポイント

【 よくある課題 】

【 実施にあたってのポイント 】

III 事前指導の実施

III-1 生活面の指導の工夫



児童生徒に目的意識を
もって体験活動に
取り組んでほしい。



活動中のトラブルを
防ぎたい。

事前の意識付け

→p.85

活動中のルール作り

→p.88

III-2 事前学習の工夫



農山漁村体験活動
を大きな学びの場
として活用することは
できないか。

学びの連続性・発展性を重視した事前学習

→p.93

課題とポイント

【 よくある課題 】

【 実施にあたってのポイント 】

IV 体験活動中、活動後の取組

IV-1 体験活動中の留意点



教育効果を高めるには、
どのような指導が
望ましいのだろう。

指導方法の工夫

→p.105

児童生徒が、
どんなことに気付き、
学んだのかをまとめる
指導方法を知りたい。

振り返り機会の提供

→p.108

IV-2 活動後の取組



活動で得た学びを
定着させたい。

事後学習の実施

→p.111

活動の効果を把握し
たい。

体験活動の効果測定

→p.114

観点 I 事前準備

観点 I - 1 : 実施計画の策定

よくある課題

活動目的を明確にする
ために手順を知りたい。

→ポイント①

教育課程に適切に
位置づけるための方策を
知りたい。

→ポイント②



実施にあたってのポイント

ポイント① 活動目的の設定（→p.33）

⇒児童生徒に「どのように成長してもらいたいか」を活動目的（出発点）として捉え、
それを達成するために必要な要素（気付き、体験、等）が何であるかを検討。

ポイント② 年間指導計画の策定（→p.34）

⇒明確化した活動目的に基づいて、体験活動および事前・事後学習の時間を、特別活動
における学校行事や総合的な学習の時間等として、教育課程に適切に位置づけて実施。

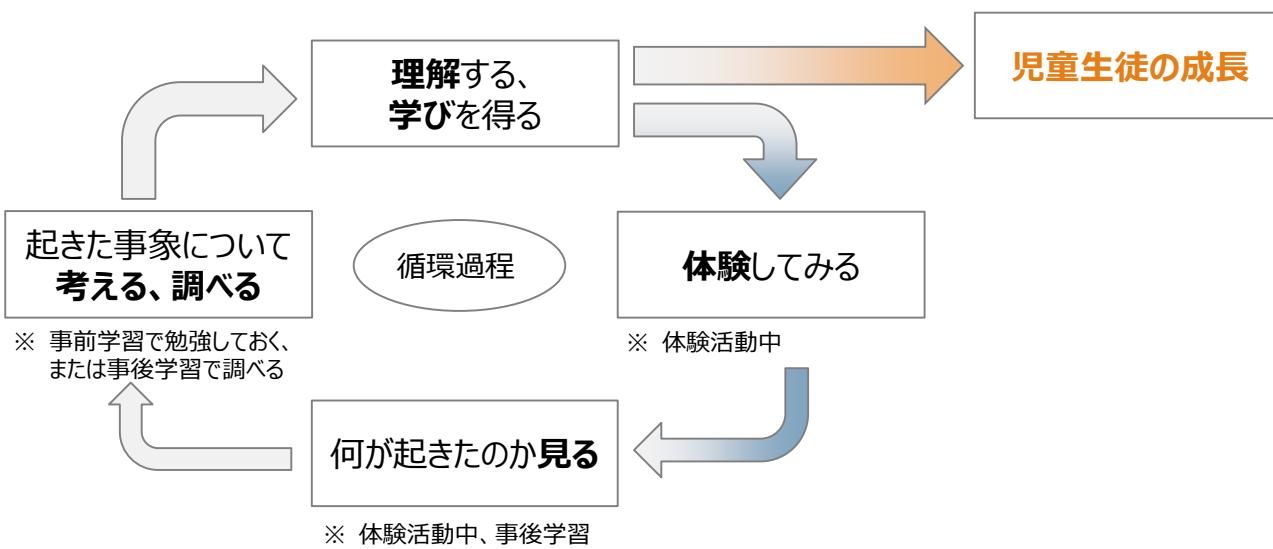
ポイント① 活動目的の設定

農山漁村体験活動の実施にあたっては、自校の児童生徒にどのように成長してもらいたいか、どのような能力を身につけて欲しいかといった目的やねらいを、まず明確にすることが重要です。

また、学校の教育目標と、農山漁村体験活動の目的の関連性を確認し、農山漁村体験活動やその関連学習を、指導計画に位置づけましょう。

農山漁村体験活動を経て成長した児童生徒の姿（≒活動目的・ねらい）を思い描き、実現のためには、どのような「学び」を得る必要があるか考えましょう。その次に、どのような経験を積むことができれば、児童生徒が「学び」を得られるか考えます。

体験活動を通じた児童生徒の成長サイクル



- 児童生徒に、どのように成長してもらいたいのだろう？

その成長を促すためにはどのようなプログラムが必要だろう？

プログラムの中に体験活動をどのように位置づけると効果的だろう？

児童生徒の成長した姿（≒活動目的・ねらい）を出発点と捉え、どのような経験を積むことが目的を達成するために必要なのか、教員の間で話し合うことが重要です。

ポイント② 年間指導計画の策定

農山漁村体験活動の目的・ねらいに沿って、各教科等の特質に応じて教育課程の編成を工夫する際に、体験プログラムや事前学習・事後学習の一部を各教科に位置づけて実施することが可能となっています。普段の授業と農山漁村体験活動を通じて得られる学びや経験を連動することにより、相乗的な教育効果を得られるよう、それぞれを工夫しながら実施することが重要です。

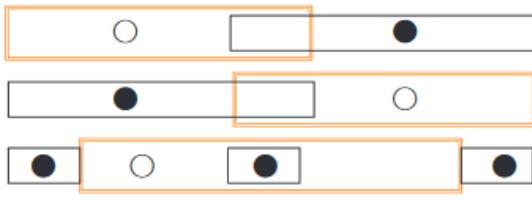
農山漁村体験活動を通じて得られる学びや経験は、単発で終わらせてしまうのではなく、連続性・発展性を持たせることが重要です。農山漁村体験活動ならではの教育効果と、通常の学習活動で得られる教育効果が、相互に生きるような指導計画を策定することで、活動目的を達成できるようになり、学びを充実させることができます。

[学びの連続性・発展性を重視した自然学校例]

A: 自然学校を機に総合的な学習の時間等を実施



B: 自然学校に総合的な学習の時間等を一部組み入れて実施



※ ○: 自然学校 ●: 総合的な学習の時間等

[自然学校と他の教育活動との教育効果を相互に生かす自然学校例]

各教科、道徳、総合的な学習の時間等で学んだ知識・技能等

生かす・発展

自然学校

自然学校を通して学んだ探求的・実践的な態度や感性等の成果

生かす

各教科、道徳、総合的な学習の時間等

出典) 生きる力を育む自然学校（自然学校評価検証委員会）

※ 兵庫県教育委員会（平成20年3月）

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/sizen/sizengakko/sizen10.pdf>

年間指導計画を策定する際には、下記2点を意識することが重要と考えられます。

- ① 体系的・継続的に体験活動を実施するために、教育課程の編成を工夫
- ② 教育の連続性・発展性を考慮した、「事前・事後学習の充実」

学習指導要領における、体験活動の位置づけを確認し、年間指導計画を策定する際には、各教科等の指導との関連が図られるように工夫しましょう。

小学校学習指導要領（平成29年告示）

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学校行事〕

1 目 標

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

（4）遠足・集団宿泊の行事

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようすること。

3 内容の取扱い

（1）児童や学校、地域の実態に応じて、2に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

【特別活動編】小学校学習指導要領（平成29年告示）解説

第3章 各活動・学校行事の目標及び内容

第4節 学校行事

2 学校行事の内容

(4) 遠足・集団宿泊的行事

②実施上の留意点

カ 宿泊を伴う行事を実施する場合は、通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き、その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れるように工夫する。例えば農林水産業に関わる体験活動等その地域の特色や産業等に対する理解を深める活動を取り入れることも望ましい。また、集団宿泊活動については、よりよい人間関係を形成する態度を養うなどの教育的な意義が一層深まるとともに、いじめの未然防止等や不登校児童の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。そこで、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。その際、児童相互の関わりを深め、互いのことをより深く理解し、折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら、協調して生活することの大切さが実感できるようにする。

キ 学校行事として実施する長期にわたって宿泊を伴う体験的な活動においては、目的地において教科の内容に関する学習や探究的な活動を効果的に展開することも考えられる。その場合には、教科等や総合的な学習の時間などの学習活動を含む計画を立て、授業時数に含めて扱うなど、柔軟な年間指導計画の作成について工夫するよう配慮するとともに、宿泊施設を活用した野外活動を盛り込むなどの工夫をする。具体的には、外国語を集中的に学習する「イングリッシュキャンプ」、実際に星空や地層等の観察を行う自然教室、農林水産業施設の見学学習などの実施が考えられる。

その際、それぞれの目標が十分に達成できるよう、事前・事後の活動などの綿密な指導計画を作成する必要がある。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

2 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

(3)各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

…特別活動の指導に当たっては、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る必要がある。具体的には、各教科等で育成された資質・能力が特別活動で十分に活用できるようにするとともに、特別活動で培われた資質・能力が各教科等の学習に生かされるように関連を図ることになる。

これらのことを踏まえ、各学校が教育目標の具現化に向けて、特別活動と各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、生徒指導などの関連を図った全体計画を作成するためには、学校の実態を十分に考慮して特別活動として何を重視すべきかなど重点目標を定め、それぞれの役割を明確にしておく必要がある。

中学校学習指導要領（平成29年告示）

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学校行事〕

1 目標

全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようすること。

3 内容の取扱い

(1) 生徒や学校、地域の実態に応じて、2に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

【特別活動編】中学校学習指導要領（平成29年告示）解説

第3章 各活動・学校行事の目標と内容

第3節 学校行事

2 学校行事の内容

(4) 遠足・集団宿泊的行事

②実施上の留意点

ア 生徒の自主的な活動の場や機会を十分に考慮し、生徒の役割分担、生徒相互の協力、きまり・約束の遵守、人間関係を深める活動などの充実を図ること。また、文化的行事や健康安全・体育的行事、勤労生産・奉仕的行事との関連などを重視して、単なる物見遊山に終わることのない有意義な旅行・集団宿泊的行事を計画・実施するよう十分に留意すること。また、生徒の入学から卒業までの間に宿泊を伴う行事を実施すること。

イ 指導計画の作成とその実施に当たっては、行事の目的やねらいを明確にした上で、その内容に応じて各教科、道徳科、総合的な学習の時間、学級活動などとの関連を工夫すること。また、事前の学習や、事後のまとめや発表などを工夫し、体験したことがより深まるような活動を工夫すること。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

2 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

(3)各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

…特別活動の指導に当たっては、カリキュラム・マネジメントの観点に立ち、各教科、道徳科、総合的な学習の時間などの指導との関連を図った資質・能力の育成が大切である。具体的には、各教科等で育成された能力が特別活動で十分に活用できるようにするとともに、特別活動で培われた協力的で実践的な資質・能力が各教科等の学習に生かされるようにする関連である。とりわけ、道徳科と特別活動の目標には、どちらも「人間としての生き方について考え方を深め」が共通に示されており、道徳的実践の指導の充実が重視される特別活動においては、積極的に道徳科との関連を図る必要がある。

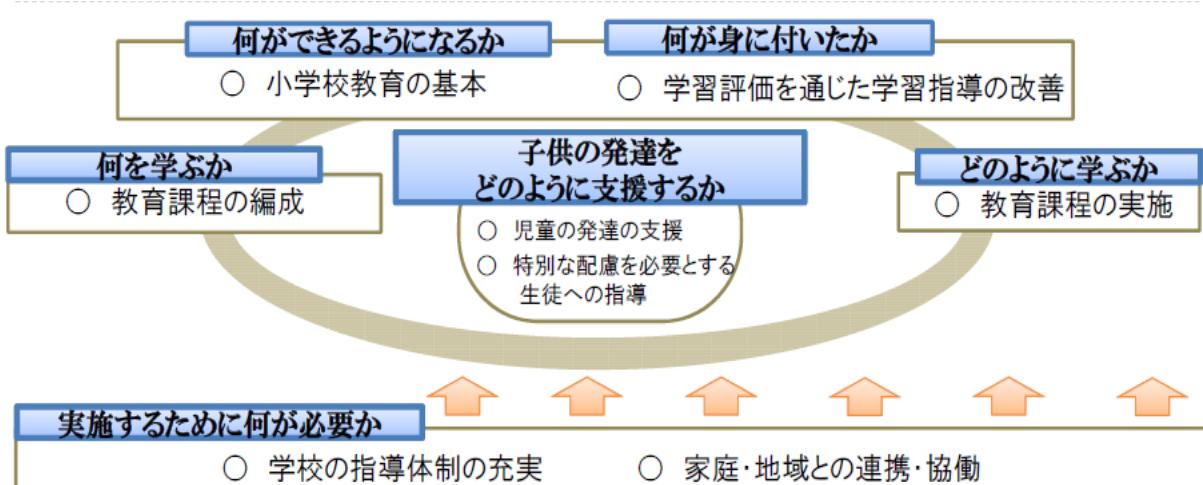
これらのこと踏まえ、各学校が教育目標の具現化に向けて、特別活動と各教科、道徳科、総合的な学習の時間などの関連を図った独自の全体計画を作成するためには、学校の実態を十分に考慮し、特別活動として何を重視すべきかなど重点目標を定め、それぞれの役割を明確にしておく必要がある。

なお、このようなカリキュラム・マネジメントの観点に立った生徒の活動を可能にする指導計画の作成は、教科外領域としての、特別活動固有の特質そのものと言える。

各学校は、教育目標の達成に向けて、各教科等の教育内容を相互的に捉え、各種資源等を活用しながら、教育課程を編成することが必要です。また、PDCAサイクルを確立し、教育内容の質向上に向けた改善を図ることも重要です。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。



出典) 新しい学習指導要領の考え方－中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ－（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/09/28/1396716_1.pdf

総則

小学校学習指導要領

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

国語の年間指導計画において農山漁村体験活動に係る 事前・事後学習を位置づけた一例（中学1年生）

	4月	5月	6月	7月	9月
単元名	・新しい世界へ	・わかりやすく伝える	・かかわりをとらえる	・情報を探み解く	
学習内容 (一部抜粋)	・読む (詩・物語) ・スピーチ	・説明文の基本構造 ・調べたことを整理して、 わかりやすくレポート	・読み方を学ぼう 「鳥の目になって」 ・音声のしきみとはたらき	・読む(隨筆) ・チームの力を引き出す質問	・食感のオノマトペ ・目的や相手に応じて情報を編纂する
教科等に関連付いている 事前・事後学習	<p style="text-align: right;">※ 農山漁村体験活動を7月に実施</p> <p>【事前学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分で集めた材料などを整理しながら、農山漁村体験活動で経験したい内容なども含めて行事の案内に関する文章を作成し、保護者等にその内容を伝える活動を行う。 				

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単元名	・古典に学ぶ	・論理的に考える	・読みを深め合う	・視野を広げる	・つながりを考える	
学習内容 (一部抜粋)	・伝国 (月を思う心・ 竹取物語) ・故事成語	・読み方を学ぼう 「主張・事実・ 理由付け」 ・討論ゲーム	・読む (小説・詩) ・比喩・倒置・反復・対句	・読む (隨想) ・思いや感覚に向き合い、考えを確かなものに	・即興劇にチャレンジ	・読み方を学ぼう 「書かれていない気持ち」 ・一年間を振り返って「グループ新聞」
教科等に関連付いている 事前・事後学習	<p>【事後学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農山漁村体験活動を踏まえて、その後半年間で自身が成長した点を振り返る。 民泊先の家庭に対して、成長した自身について振り返った内容を手紙に書く 					

(三省堂「平成28年度版現代の国語『年間学習指導計画作成資料』」より単元名作成)

※現行学習指導要領に基づく年間指導計画例

学習指導要領（中学校）の関連箇所

(第2章 各教科 第1節 国語 第2 各学年の目標及び内容〔第1学年〕 2 内容)

B 書くこと

(1) 書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 目的や意図に応じて、日常生活の中から題材を決め、集めた材料を整理し、伝えたいことを明確にすること。

イ 書く内容の中心が明確になるように、段落の役割などを意識して文章の構成や展開を考えること。

ウ 根拠を明確にしながら、自分の考えが伝わる文章になるように工夫すること。

エ 読み手の立場に立って、表記や語句の用法、叙述の仕方などを確かめて、文章を整えること。

オ 根拠の明確さなどについて、読み手からの助言などを踏まえ、自分の文章のよい点や改善点を見いだすこと。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 本や資料から文章や図表などを引用して説明したり記録したりするなど、事実やそれを基に考えたことを書く活動。

イ 行事の案内や報告の文章を書くなど、伝えるべきことを整理して書く活動。

ウ 詩を創作したり随筆を書いたりするなど、感じたことや考えたことを書く活動。

理科の年間指導計画の一例（小学5年生）

（農山漁村体験活動を11月中旬に実施）

	4月	5月	6月	7月	9月	10月
単元名	・天気の変化	・植物の発芽と成長	・魚のたんじょう	・花から実へ	・台風と天気の変化	
学習内容 (一部抜粋)	・雲と天気 ・天気の予想 ・明日の天気を予想する	・種子が発芽する条件 ・種子の発芽と養分 ・植物が成長する条件	・メダカを飼う ・たまごの変化	・花のつくり ・花粉のはたらき	・台風の動きと天気の変化 ・わたしたちのくらしと災害	
学習						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
単元名	・流れる水のはたらき	・物のとけ方	・人のたんじょう	・電流がうみ出す力	・ふりこのきまり	
学習内容 (一部抜粋)	・川原の石 ・流れる水のはたらき ・わたしたちのくらしと災害 ・川の観察	・物が水にとけるとき ・物が水にとける量 ・水にとけた物を取り出す	・人の生命のたんじょう	・電磁石の性質 ・電磁石の強さ ・電磁石を利用した物	・ふりこの1往復する時間	
学習	<div style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p>【事前学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水実験等を通して、流れる水の働きに関して理解する。 ・体験活動を行う地域に関して、予想や仮説を立てる。 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p>【体験学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沢歩きを行い、事前学習で考えた仮説に関して検証する。 ・また、自然災害の状況に関して、現場を見に行くとともに、地元の人から話を聞く。 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <p>【事後学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沢歩きの活動や地元の人の話からわかったことをまとめること。 </div>					

（東京書籍 令和2年度（2020年度）『新しい理科』（第5学年）年間指導計画（単元一覧表）を参考に作成）

学習指導要領（小学校）の関連箇所

（第4節 理科 第2 各学年の目標及び内容〔第5学年〕）

2 内容 B 生命・地球

(3) 流れる水の働きと土地の変化

流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。

（ア）流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。

（イ）川の上流と下流によって、川原の石の大きさや形に違いがあること。

（ウ）雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。

イ 流れる水の働きについて追究する中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

観点 I 事前準備

観点 I - 2 : 実施体制の構築

よくある課題

発生する業務内容を
あらかじめ
把握しておきたい。

→ポイント①

多くの児童生徒を限られた教員
で引率・指導できるか不安だ。

→ポイント②

実施にあたってのポイント

ポイント① 発生業務、検討事項の整理 (→p.43)

⇒農山漁村体験活動の実施に必要な業務（学校内における教員の体制づくりから、事後学習まで）を洗い出し、検討すべきポイントや外部組織に支援してもらえるポイントがないか整理。

ポイント② 補助者の協力要請 (→p.45)

⇒引率する教員が少なく、農山漁村体験活動中に児童生徒を指導することに不安を覚える場合には、補助者等の活用を検討。協力を要請する際には、依頼する業務を整理しておくことが必要。

ポイント① 発生業務、検討事項の整理

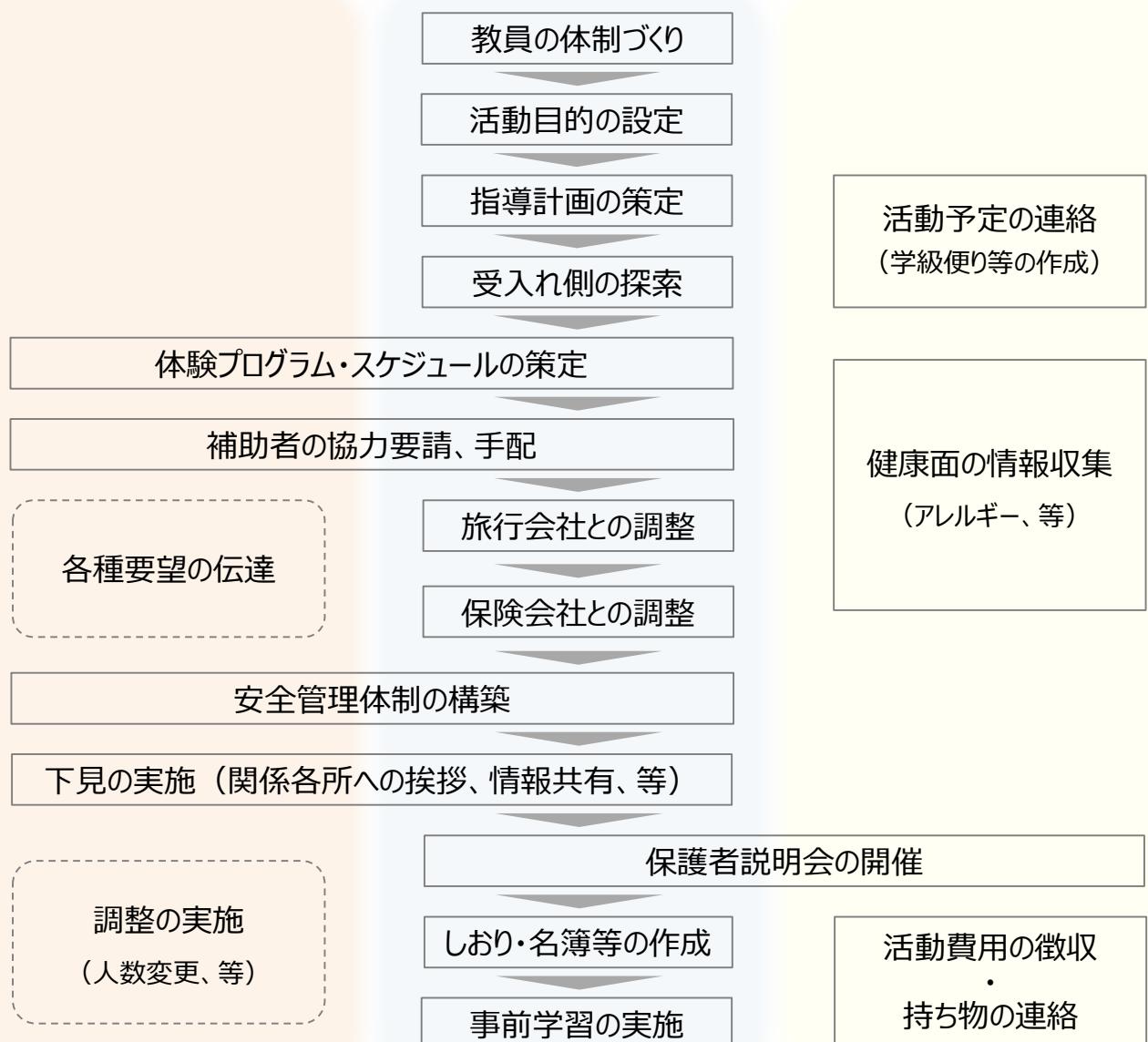
農山漁村体験活動の実施に向けては、教育効果を高め、安心・安全に取り組めるよう、計画を立てることが重要です。学校内における教員の体制づくりから、事後学習までに発生する業務を洗い出し、検討すべきポイントや外部組織に支援してもらえるポイントがないか整理しましょう。

体験活動前に発生する業務（例）

受入れ側とのやり取り 発生業務

校内の教職員同士の やり取り

保護者とのやり取り 発生業務



農山漁村体験活動の実施にあたって発生する業務を洗い出した後、①外部組織に支援してもらうことが可能かどうか、②検討する上で留意すべき事項は何か、③誰が担当している業務なのか、といったことを表などで整理し、教員間で進捗などを共有しましょう。

発生業務の整理表（例）

発生業務	具体的な内容	外部への協力要請可否	担当する教員	備考・要検討事項
活動目的の設定		×	担任、教務主任	担当者で打合せを実施
指導計画の策定		×	担任、教務主任	
受け入れ側の探索	受け入れ側の調査、及び候補探し	△ (旅行会社に依頼)	●●先生	必ず本校でも調査すること
	受け入れ側にある教育的資源の調査	×	●●先生	
	実施条件、要望等の伝達	×	校長	
体験プログラムの策定	活動目的・ねらいの共有	○	教務主任	
：	：	：	：	：
保護者への説明	学級便りの作成	×	教務主任	実施先と時期が確定した段階で保護者に連絡
	説明会の開催	×	全員	
児童生徒の健康情報収集	アレルギー等調査票の作成	×	教務主任	
	入学時の健康調査票の確認	×	養護教諭	
：	：	：	：	：
■■体験	指導、事故防止	○	引率教員、補助者4名	

教員同士の連携や進捗状況の管理に向けて、最も利用しやすい方法を採用してください。

ポイント② 補助者の協力要請

児童生徒が、健康・安全に農山漁村体験活動に取り組めるよう、生活に係るサポートや必要に応じた指導を、「補助者」に手伝ってもらえないか考えてみましょう。補助者に依頼する際には、「1. 求める業務・役割を明確にすること」、「2. 補助者のインセンティブを明確にすること」を、まず考えておく必要があります。

教員だけで取り組む場合

常に10人の生徒の健康と安全に目を配らなければならない。特に体験活動中は気を配ることが多くて大変だなあ。

配慮を要する児童生徒が、怪我や事故を起こさないように特に目を配る必要があるなあ。



教員



児童生徒

補助者に協力してもらえる場合

教育実習では経験できなかつた生徒との触れ合い方で学びがありそうだ！

● ● 体験は怪我のリスクが高いので、常に児童生徒を見守ってあげてください。

分かりました！

引率・指導する児童生徒数が減ったから、しっかりサポートしてあげられるぞ。



児童生徒



補助者

教員



児童生徒

補助者に協力してもらうことで、1人あたりが見守る児童生徒数が減るため、しっかり指導・補助することができ、怪我等のリスクを抑えられることが期待できます。

補助者には以下の役割を担ってもらうことで、教員の負担を軽減することができるほか、きめ細かい対応が可能となり、教育効果を高めるとともに、安全管理体制を強化することが可能になります。

補助者に依頼する役割の例

依頼する役割	具体的な内容	学校側へのメリット
班別行動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・集合時の点呼 ・遅れている児童生徒がないか確認 ・体験活動に関する指導の補助 ・移動の際の交通配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を見守れる人員の増加は、事故の未然防止や発生時の迅速・的確な対応を可能にするため、安全管理体制がより拡充されます。 ・また、補助する人材がいることで、また体験活動に対してきめ細かい指導ができるとともに、場合によっては活動班の数を増やすこともできるため、児童生徒にあった活動を体験させることができます。
特定の児童生徒への個別対応	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する児童生徒に対する見守りや声かけ等 ・松葉杖を使用している児童生徒への対応 ・具合が悪くなった児童生徒への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助者がサポートすることで、教員は全体の引率に集中することができます。 ・教員の男女の構成比率を踏まえ、比率の低い性別の補助員を活用することで、男女双方の児童生徒に対応しやすくなります。（お風呂等）
夜間の見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の就寝前後の様子の見回り ・宿舎における生活指導と教員への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊等、児童生徒の就寝場所が分散している場合においても、1あたりが担当するエリアを細かく分けることができるため、見回り時間を短縮し、教員・補助者のみならず、民泊受入家庭の負担を減らすことができます。 ・補助者が見回りを行っている間に、全教員が集まって会議を行う事ができます。

児童生徒と直接接する「補助者」には、教育への理解があるかといった点や信頼できる人材かといった点が重要な要素となります。

学校側が依頼している補助者の例

1. 教育実習生

- ✓ 教員を志す学生であるため、教育活動への理解もあるほか、学校インターンシップや教育実習を通じて、人柄が分かっていることもあり、児童生徒の指導に当たる際に安心感があります。

2. 学生ボランティア（大学生等）

- ✓ 補助者の候補には、教員が関わりのある教員養成課程に在籍する学生や教育委員会が募集している人材または学生ボランティア（大学生等）が考えられます。補助者に依頼したい役割・業務を明確にした上で、体験活動のサポートを依頼しましょう。

3. 教育委員会等の募集人材

- ✓ 教育委員会等が人材を募集している場合には、その仕組みの活用も検討しましょう。
- ✓ 募集人材に依頼する際には、事前に面接等を実施し、活動目的や依頼業務を共有・相互理解した上で依頼しましょう。

⇒ p.121に、武藏野市が補助者（指導員）を募集している事例を掲載

4. 受入地域の人材 (地域おこし協力隊、等)

- ✓ 補助者の斡旋可否について、受け入れ側に伺う方法もあります。伺う際には、具体的にどのような業務・役割を、何名に依頼したいのか伝えましょう。
- ✓ 1～3と異なり、事前の打合せ等が難しいケースが多いと考えられるので、人柄等が分からぬ状態での依頼となる点には十分に留意しましょう。

現役の大学生に、補助者を依頼する場合には、彼らが授業を休んで参加する可能性があるため、各大学における対応を個別に問い合わせて確認しましょう。必要に応じて、所属大学の学長宛に、派遣依頼書等を送付しましょう。

学長宛の派遣依頼書（例）

平成〇年〇月〇日

□□大学 学長
□□殿

（依頼者）

所在地 :

電話番号 : - - -

学校名称 :

代表者 :

貴学学生の派遣依頼について

標記の件について、当校が実施する農山漁村体験活動の実施期間中（〇月〇日～〇月〇日）に、貴学学生の□□さんの、補助者としての派遣を依頼いたします。
本件については、□□さんから了承も得ておりますため、お取り計らいのほど宜しくお願ひ申し上げます。

記

補助者 氏名	(学部 年)
補助者への依頼業務	

団体（学校）名称	
滞在期間中の責任者	(TEL : - - -)
滞在期間	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()
滞在先（活動場所）	
備考	

補助者に協力を依頼する際には、想定外の事故が生じないように、「守るべきルール・指針」を、活動前に伝えるとともに、現場で混乱を避け、また体験活動の効果を高めるために、補助者に依頼する業務・役割を明確にしておくことが重要です。

守るべきルール・指針（例）

ルール・指針	具体的な内容（例）
不適切な行為（わいせつ行為）、セクシャル・ハラスメント等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 立場を利用した不適切な行為（わいせつ行為）、児童生徒等を傷付けるような性的言動（セクシャル・ハラスメント）等を絶対にしてはならない。
児童生徒との直接の連絡の禁止	<ul style="list-style-type: none"> メール、SNS等により、児童生徒等と直接のやり取りをしてはならない。
SNSの利用方法に関して、教員と事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルメディアを使用する際は、不適切な書き込みや個人情報の書き込み等により、児童生徒等に大きな影響を与える可能性があることを常に念頭に置き、適切に使用しなければならない。
個人情報の適切な管理等	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の個人情報を含む書類や電子データを、許可なく持ち出してはならない。また、個人情報が記載された書類は、整理・保管等を徹底しなければならない。
体罰等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等に対する体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等を行ってはならない。
交通違反、交通事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> 安全確認を十分に行い、交通違反や交通事故（自転車による人身事故等を含む）を防止しなければならない。
会計事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> 公費・私費の取扱についての規定を十分に理解し、規定に則って適切な会計処理を行わなければならない。
児童生徒等の模範となる身だしなみ等	<ul style="list-style-type: none"> どのような場面でも、適切なルールやマナーの順守を心掛けるとともに、常に周りから見られているという意識を持って行動しなければならない。
障がい者差別の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由として、不当な差別的取扱を行ってはならない。 障害者から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。

ルール・指針に基づいて、補助者に依頼する業務・役割を決めるようにしましょう。
 （例 | 同性の児童生徒のサポートを依頼する、個人情報が載った資料は回収する、等）

観点 I 事前準備

観点 I - 3 : 受入れ側との連携

よくある課題



実施にあたってのポイント

ポイント① 受入れ側の探索（→p.51）

⇒農山漁村体験活動の実施目的や、時期、期間等の条件から、受入れ側を探査。

ポイント② 体験プログラムの策定（→p.61）

⇒活動の目的やねらい、児童生徒の身に付けさせたい学びや経験等を伝えて、受入れ側と共に体験プログラムやスケジュールを策定。

ポイント③ 安全管理体制の構築（→p.64）

⇒事故の未然防止、および発生時の迅速・的確な対応に向けて、受入れ側や関係各所（警察、病院、等）との連携体制を確立。

ポイント④ 下見（実地踏査）の実施（→p.72）

⇒受入れ側の下見（実地踏査）を行うことで、危険箇所や各種ルート等を事前チェック。

ポイント① 受入れ側の探索

受入れ側を探索にあたっては、目的を明確にして自ら探索する方法と、旅行会社や教育委員会等から提案してもらう方法があります。いずれの方法においても、学校側で検討した実施条件（目的、時期・日数、活動エリア、予算、等）を、明確に伝達することが重要です。

1. 教員が自ら探索する

- ✓ 現在では多くの受入れ側が、それぞれ紹介ページを持っています。具体的な活動内容を写真付きで閲覧することができるので、アクセスしてみましょう。
- ✓ 例えば、「子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム」では、複数の条件を入力することで、希望条件に該当する受入れ側を、まとめて検索することができます。
- ✓ その他、「その他、全国に所在する青少年教育施設を活用することで、それぞれの立地条件を活かした体験活動を実施する方法も考えられます。

⇒ p.52、53で、「子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム」を紹介
⇒ p.54～57で、「国立青少年教育施設」を紹介

2. 旅行会社から提案を受ける

- ✓ 農山漁村体験活動について、旅行会社に相談することで、活動先（受入れ側）の紹介・提案を受ける方法も1つです。おまかなかんじが定まった段階で、仕様書を作成し、旅行会社から見積りを出してもらっているケースもあるようです。
- ✓ 但し、農山漁村体験活動が「旅行ツアー」の1つとして確立されている場合には、児童生徒に体験させたいプログラムを自由に組み込む（組み替える）ことが難しいケースも想定されます。

⇒ p.58～60に、農山漁村体験活動の仕様書（例）を掲載

3. 教育委員会等から紹介を受ける

- ✓ 同じ市区町村内に所在する学校が、農山漁村体験活動を実施している場合には、教育委員会や実施校等から、受入れ側を紹介してもらう方法もあると考えられます。
- ✓ しかしながら、実施校では農山漁村体験活動を継続化させている傾向が多いため、受入れ側1件に対して実施校が増えた場合には、時期・日数の調整が必要となります。

一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構（まちむら機構）が運営する「子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム」では、体験プログラムや実施工 aria、キーワード等から受入れ側を探索することが可能となっています。

子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム トップページ

学校・団体内農林漁業泊・体験ポータルサイト

ふるさと子ども夢学校

子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム

農業 林業 漁業 自然・環境 食 クラフト ふるさと レジャー 営農・動物 その他

“子ども農山漁村交流プロジェクト”とは?

学校による農山漁村でのふるさと生活体験活動（農林漁業等での生活や宿泊等の体験活動）等の実施を推進する取り組みです。平成20年度からスタートした総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省による連携施策です。https://www.kouryu.or.jp/kodomo/news/nickname3.html

“受け入れ地域組織”とは?

ふるさと生活体験活動（農林漁業等での生活や宿泊等の体験活動）の実施をサポートするために、各農山漁村の中で、農林漁家、市町村、農林漁業関係団体、NPO法人等で構成された組織です。この活動を通じて、各地域、住民や農林漁業の活性化を図る役割も期待されています。

全国の「受け入れ地域組織」はこちから検索できます

カテゴリーから探す 地域から探す キーワードで探す

農業 林業 漁業 自然・環境 食
クラフト ふるさと レジャー 営農・動物 その他

参加者の方へ
ふるさと生活体験活動による教育的效果

→ 教育的效果に関するデータ
→ ふるさと生活体験活動等の取組事例集
→ ふるさと生活体験活動 ビデオライブラリー一覧

受入地域の方へ
ふるさと生活体験活動による地域活性化

→ 地域活性化の効果
→ 受入地域としての登録制度
→ 受入地域組織の登録方法

子ども農山漁村交流プロジェクト（まちむら交流きこう）

子ども農山漁村交流プロジェクト関連サイト・冊子の紹介

出典) 子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム

⇒ 詳細は、インターネットで「子ども農山漁村交流、体験ポータルサイト」と検索

平成31年3月現在、全国に所在する181件の受入れ側に関する情報が掲載されています。また、受入れ側別にページが用意されており、組織概要や体験できるプログラムの内容（参加可能人数、1人あたり料金、実施時期、等）、宿泊施設の概要（人数、料金、等）や受入地域までのアクセス方法がまとめられています。

子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム 受入れ側ページ

群馬県みなかみ町
(一社)みなかみ町体験旅行
(イッパンシャダンホウジンミナカミマチタイケンリョコウ)

基本情報 **体験メニュー** **施設の概要** **アクセス**

● 概要 ● 受入地域組織の概要 ● 受入地域の紹介 ● 体験メニュー

*** 概要**

みなかみ町では、自然と人が共にあることをテーマにして体験を進めています。農業や林業では、実際にそれを生業にしている方が指導します。農家の民宿や農家民宿を多数用意しています。伝統的な工芸やクラフト作りでは、職人さんが丁寧に教えます。アウトドアアクティビティでは、それぞれのプロフェッショナルがインストラクションします。みなかみと言ふ地域をそのまま体験していただけるよう、多くのプログラムを用意し、その人材は本職の人たちが喜んで各々の業を伝えたいと待っています。訪れた人が地域の人たちと数々の体験を通じて交流が広がり、体験したことが心に蓄えられることがあります。そして訪れた方には、人と自然のかかわり、文化や歴史、新しいことを知ったり挑戦する喜びを感じてほしいと思っています。

*** 受入地域組織の概要**

窓口組織名	(一社)みなかみ町体験旅行	フリガナ	イッパンシャダンホウジンミナカミマチタイケンリョコウ
担当者の氏名	北山 郁人	フリガナ	キタヤマ イクト
役職	常務理事		
郵便番号	379-1313		
住所	群馬県みなかみ町月夜野1744-1		
TEL	0278-62-3450	FAX	0278-72-8189
E-mail	info@m-tr.jp		
URL	http://www.enjoy-minakami.jp/taiken/		
主な受入対象団体			
最大宿泊可能人数	13490人（内 農林漁家での宿泊可能人数：210人）		
広域連携時の最大宿泊可能人数			
1回当たりの農林漁家先の手配可能な軒数			

* 検索

地域 指定しない ▾

● 詳しい条件で検索

● 詳細条件

タブをクリックすることで、体験プログラム内容や宿泊施設の概要、受入地域へのアクセス等の情報を確認できます。

より詳しい情報を入手したい場合には、組織概要に記載されている担当者に連絡することで情報を収集しましょう。

独立行政法人 国立青少年教育振興機構が有する「国立青少年教育施設」は、全国28ヶ所に所在しており、「体験活動を通した青少年の自立」といった目標の下、それぞれの立地条件に活かした特色ある体験活動を児童生徒に提供しています。

全国28ヶ所の国立青少年教育施設



出典) 国立青少年教育振興機構

国立青少年教育施設の使用料

施設使用料	学校利用や青少年は無料 ※一般利用の団体は、1人1泊800円
シーツ等洗濯料	1組300円
食 費	3食1,640円程度 (中学生以上の場合。但し、一部施設により異なる。)
その他実費	材料費等

出典) 国立青少年教育振興機構

⇒ 詳細は、インターネットで「国立青少年教育施設、利用案内」と検索

施設案内のページからは、全国28ヶ所の国立青少年教育施設にアクセスすることができます。施設毎のホームページでは、提供している体験プログラム内容や設備、また利用手続きといった情報が掲載されています。

国立青少年教育施設 施設利用案内ページ

**National Institution For Youth Education
国立青少年教育振興機構**

トップページ 青少年機関について 事業案内 施設利用案内 検索 文字の大きさ 小 標準 大 サイトマップ English

トップページ > 施設利用案内 > 施設案内

施設案内

体験活動ができる教育施設が全国各地に28カ所。
施設の情報をご紹介します。

★ 国立オリンピック記念青少年総合センター
● 国立青少年交流の家
▲ 国立青少年自然の家

▶ 利用案内

□ 国立大雪青少年交流の家

〒071-0235 北海道上川郡美瑛町字白金温泉
0166-94-3121

大雪山国立公園内に位置し、壮大な山々・原生林に囲まれた自然豊かな環境にあります。四季折々の自然が楽しめ、「登山」や「ハイキング」といった研修プログラムを実施しているほか、冬には地域の特性を活かして「クロスカントリースキーコース」も設置しています。

□ 国立日高青少年自然の家

住所	〒055-2315 北海道沙流郡日高町字富岡
Tel	01457-6-2311
内容	札幌、旭川、新千歳空港から車で2時間の豊かな自然の中に位置しています。夏はハイキングや清流での川下り、冬は隣接するスキー場でパウダースノーを満喫できるほか、日高町の様々なスポーツ施設も活用した多彩な活動ができます。

□ 国立岩手山青少年交流の家

住所	〒020-0601 岩手県滝沢市後292
Tel	019-688-4221

施設毎のホームページにアクセスすると、体験プログラムの内容や施設設備等、より詳しい情報を入手することができます。

出典) 国立青少年教育振興機構 (平成31年3月時点)

島根県に所在する「国立三瓶青少年交流の家」では、教科等に関連付けた体験プログラムを用意しています。例えば、小学5年の社会科「我が国の農業と水産業」の単元等を、実体験を通じて学ぶことを目的に、牧場見学や漁港でのせり見学を始めとした「地域連携プログラム」を実施しています。

1. 川魚の養殖

▽ 体験プログラムの概要

活動内容	三瓶山の豊富で澄み切った湧水を利用して、数万匹のやまめ・いなわの養殖が行われています。大小、様々な大きさの池があり、養殖の様子を間近で見学することができます。	
受入可能人数	約40名	
体験時間	約2時間（移動時間、事後学習も含みます）	
その他	移動時間は、車・バス等を使用して約20分間です。 炭火焼した、やまめ・いわなを食べることもできます（但し、実費）。	

▽ 教育課程への対応

学年・教科・単元名	小学5年・社会科 「わたしたちの生活と食料生産」
学習指導要領との関連	第5学年社会科の内容（2）ウ
活動のねらい	養殖場の見学を通して、養殖業に従事している方が、消費者の需要にこたえ、新鮮で良質なものを生産・出荷するために様々な工夫や努力をしていることに気付く。また、地形や気候等の自然環境や社会的な条件を活かして、生産を高めるために講じている工夫や努力についても気付く。

出典) 国立三瓶青少年交流の家
<http://sanbe.niye.go.jp/activities.html>

2. 牧場見学（乳牛）

▽ 体験プログラムの概要

活動内容	餌やり体験や乳搾り体験等、三瓶山のふもとで飼育されている乳牛に、直接触れるすることができます。また、生産者から牛乳を出荷するために様々な工夫や努力をしていることを聞くことができます。	
受入可能人数	約50名	
体験時間	約2時間（牧場への移動に徒歩で約10分かかります）	
その他	状況によっては、餌やり体験や乳絞り体験ができない場合があります。	

▽ 教育課程への対応

学年・教科・単元名	小学5年・社会科「わたしたちの生活と食料生産」
学習指導要領との関連	第5学年社会科の内容（2）ウ
活動のねらい	牧場見学を通して、乳製品を生産地から消費地まで新鮮に運ぶための工夫など、畜産業に従事している人々の工夫や努力に気付く。

3. 晩市（夕方のせり）

▽ 体験プログラムの概要

活動内容	三瓶山に源を発する静間川の河口東側に4つの魚市場が統合されて、現在の和江漁港が完成されました。最新の設備が整えられた和江漁港で、全国でも珍しい晩市（夕方のせり）の様子を見学することができます。	
受入可能人数	約50名	
体験時間	約1時間（漁港への移動に車で約30分かかります）	
その他	気象条件によっては、せりが行われない場合があります。	

▽ 教育課程への対応

学年・教科・単元名	小学5年・社会科「わたしたちの生活と食料生産」
学習指導要領との関連	第5学年社会科の内容（2）ウ
活動のねらい	せり見学を通して、魚が生産地から消費地まで、新鮮に運ばれるための工夫など、漁業に従事している人々の工夫や努力に気付く。

練馬工業高等学校では、おおまかな条件が定まった段階で仕様書を作成し、複数の旅行会社に見積書を出してもらうことで、受入れ側と全体経費を併せて決定しています。

農山漁村体験活動 仕様書（例）

- 1.目的 ①北海道という広大な大地と自然の中で、実際の農業、畜産業、漁業の仕事を体験することにより、自然環境の大切さと、自然と共に存した職業に関わる生活を体験し、工業を含む幅広い職業観を育成する。
②一般家庭における少人数での民泊、実務体験を通じて、本校生徒の伸長目標である、コミュニケーション能力と適応能力を養成する。
③多様な日本の文化の一つであるアイヌ民族文化と歴史を現地で学び、多様な文化尊重の心を育む。

- 2.旅行日 第1希望 2017/05/23（火）～2017/05/28（日）までの間の3泊4日
第2希望 2017/05/30（火）～2017/06/03（土）までの間の3泊4日

- 3.旅行先 北海道方面 ニセコ または道央・十勝 方面

- 4.日程、経路、宿泊地
別紙旅程表のとおり

- 5.交通機関 航空機、貸切バス4台（定員55人以上／台を4台とする。）

6.参加予定人員

生徒 男子：〇〇名 女子：〇〇名 計：〇〇名
引率教員 男子：〇〇名 女子：〇〇名 計：〇〇名

7.宿泊の条件

〈1・2日目の生徒の民泊について〉

- (1) 安全、衛生、環境が十分に配慮され、高校の修学旅行の受け入れ実績のある民泊施設とし、生産物賠償責任保険、施設賠償責任保険や旅館賠償責任保険、傷害保険など、宿泊者へのリスク回避のための保険に加入している宿泊施設であること。
- (2) 農業・畜産または漁業の就業体験が可能な民泊施設であること。
- (3) 引率教員の宿泊施設は、生徒の受入先民泊付近の旅館・ホテル等とし、体調不良の生徒を静養させるための部屋を2部屋確保すること。
- (4) 民泊一軒につき、生徒5名～8名程度とし、疲労回復等のため、十分な広さを確保すること。また、一軒に男女生徒を同宿させないこと。
- (5) 緊急時に、引率の教員が、生徒の宿泊する各民泊施設に、現地スタッフの車等で急行できるよう、民泊施設の点在状況に合わせて、3カ所に引率教員を分宿させること。また、教員の宿泊施設は原則、旅館・ホテルとするが、生徒民泊先付近に3か所以上の旅館・ホテルがない場合は、民泊施設も可とする。この場合、生徒の民泊先と引率教員が本部として使用する民泊施設は別施設とすること。
- (6) 各民泊施設で入浴が可能であること。
- (7) 民泊受入先付近に貸切バス4台の駐車または送迎のための十分な施設・敷地が存在すること。
- (8) 貸切バス集合場所から各民泊施設へは、徒歩または各民泊施設の送迎が可能であること。
- (9) 食事は1泊2食（夕・朝）付きとし、原則全員で同時にとれること。食事の時間を厳守し、早めの配膳は行わないこと。また、献立のバランス・調理方法・衛生面で十分な配慮がなされ、変化に富んだメニューとし、郷土料理を1度はいれること。食事の量は、高校生が満足できる量とすること。アレルギー、食事制限のある生徒について、本校から提供される情報に基づき、別メニューで対応すること。

農山漁村体験活動 仕様書（例）

〈3日目の宿泊施設について〉

- (1) 安全・衛生・環境が十分に配所され、高校の修学旅行の受け入れ実績のある（適）マークのある旅館であり、旅館賠償責任保険に加入していること。
- (2) 生徒指導を徹底させるため、原則として宿泊施設は1校1館とする。不可の場合は、他校生とは別棟とすること。また、一般客とは別棟もしくは、フロアを分けること。分宿は不可とし、男子生徒と女子生徒の部屋は別フロアとすること。
- (3) 体調不良の生徒を静養させるための部屋を男女別に各1部屋確保すること。
- (4) 本校職員が指導、監督のために生徒の居室に入出する必要がある場合は、鍵の貸与等が可能であること。
- (5) 旅行中の安全と健康に配慮し、疲労回復等のため、十分な広さを確保すること。（2畳／人以上）。
- (6) 入浴は、大浴場もしくは各居室とする。大浴場の場合は、30名以上の生徒が同時に利用可能であること。入浴時間は、夜22時まで可能であること。また、朝食前の入浴も可能であること。各居室に風呂がない場合は、大浴場の貸切りが可能であること。また、大浴場ではバスタオル、タオルを利用できること。
- (7) 観光バスを利用するため、バス4台が駐車可能であること。
- (8) 食事は1泊2食（夕・朝）付きとする。献立のバランス・調理方法・衛生面での十分な配慮がなされ、変化に富み、食事の量は、高校生が満足できる量とし（ご飯、パンはおかわりができる）、アレルギー、食事制限のある生徒は、別メニューで対応すること。また、食事は原則全員で同時にとれること。食事の時間を厳守し、早めの配膳は行わないこととする。

〈荷物の配送について〉

往路は、バス乗車時又は民泊先へ直接配送が可能であること。また3泊目の宿泊施設では、荷物・土産物等の自宅への配送が手続きできること。

8.食事等

宿舎の朝食3回、夕食3回とは別に1日目、2日、3日目の昼食を手配すること。

	朝食	昼食	夕食
1日目		レストラン	宿舎（民泊）
2日目	宿舎（民泊）	体験場所	宿舎（民泊）
3日目	宿舎（民泊）	見学地	宿舎
4日目	宿舎	札幌で各自	

9.費用 生徒一人当たり●●●円（税込）以内であること。

（看護師経費は含まないこと。）

10.安全・事故対策等について

次の事項を書面で提出すること。

- (1) 事故防止及び安全対策
- (2) 連絡体制
- (3) 添乗員（予定者）
- (4) 貸切バスの業者名及び主な実績
- (5) 食事内容・衛生面での配慮事項
- (6) 以下の保険に加入すること
 - ① 国内旅行総合保険
※死亡・後遺障害：1,000万円以上・賠償責任（免責金額：0円）：2,000万円
 - ② インフルエンザやはしか等に感染し、旅行を中止し自宅に帰る場合に対応する保険
※保護者の旅費にも対応する保険であること。
 - ③ 修学旅行変更に対応する保険
 - ④ 台風などにより航空機が欠航した場合に対する保険
- (7)病院、診察所、救急病院の一覧

11.その他

- (1)添乗員は1名以上とし、見積時より本校の修学旅行を担当した者を添乗させること。
- (2)現地採用の看護師を1名同行させるので、事業者の情報を提供すること。
- (3)バスは、全行程同一会社の55人乗りのものとし、バスガイドは1台1名を添乗させること。
※バスガイドは、北海道の歴史や地理に精通したものとし、本校生徒へのガイド説明が可能なものを添乗させること。
- (4)見積提出時において、最新の料金とすること。
- (5)事前学習用の資料を提供すること。
- (6)契約から実施までの間、本校教職員との打合せを十分に行うこと。
- (7)宿泊施設、昼食の施設名を明記すること。
- (8)見積書の金額は、一人あたりの費用とすること。
- (9)キャンセル料の発生時期とキャンセル料金を明記すること。
- (10)見積書提出部数 5部

12.見積書提出期限 平成28年●●月●●日（●）

農山漁村体験活動 仕様書（例）

旅程表および各日程に関する条件

1. 第1日目【学習】

- 【午前】羽田空港集合 8時頃
羽田空港出発 9時頃
【午後】新千歳空港到着 11時30分頃
昼食（バス移動時に昼食に合わせてレストランに寄る。）
二七〇及び十勝方面へ移動
入村式

【条件】・現地スタッフの車で民家間を移動でき、それぞれの移動時間が概ね30分以内であること。
・教員が2か所以上に分かれて泊まることができ、緊急時の対応ができること。
・新千歳空港よりバスで2時間～3時間以内の距離にあること。

2. 第2日目【民泊学習】

- 【午前・午後】民泊にてそれぞれの体験
それぞれの体験場所にて昼食をとる。（民泊先にて用意）

【条件】・農業、林業、酪農、漁業の体験ができること。
・生徒と民泊の相性が悪かった場合の対応ができること。
・緊急時に添乗員、教員がすぐに動ける態勢であること。

3. 第3日目【アクティビティ体験】

- 【午前】民泊発
離村式

- 【午後】昼食（移動時間によってはバスごとにレストラン等で昼食をとる。）
体験学習（以下の3つ～4つのコースを設定し、生徒が各コースへ分散する）
1. 自然体験コース
2. 伝統工芸体験コース
3. 歴史体験コース
4. 文化体験コース

【条件】・体を動かす体験が困難な生徒のためのコースも必ず用意すること。
・昼食は体験ごとにそろってとれること。
・雨天時に代替できる体験があること。
・班別学習とする
・自然体験において安全対策を明示すること。
・各コースまでの移動は、貸切バスでの移動とする。
・1、2の自然体験コースは同一場所で活動を分けることも可能である。

札幌周辺及び小樽周辺のホテルへ移動し宿泊。

【条件】・夕食後ホテルのホール等でアイヌ民族文化と歴史学習を行えること。（必須）

4. 第4日目【自主研修】

札幌泊の場合 【午前】宿舎発

- 札幌自主研修（クラス毎の集合写真撮影：※撮影は本校の
卒業アルバム製作会社のカメラマン）
札幌で班別行動（昼食生徒負担）
バスで空港へ移動

【条件】・札幌の班別行動（含昼食）の時間を2時間以上確保すること。

小樽泊の場合 【午前】宿舎発

- 小樽自主研修（クラス毎の集合写真撮影：※撮影は本校の
卒業アルバム製作会社のカメラマン）
小樽で班別行動（昼食生徒負担）
バスで空港へ移動

【条件】・小樽の班別行動（含昼食）の時間を2時間以上確保すること。

- 【午後】新千歳空港到着 午後2時頃
新千歳空港出発 午後3時頃
羽田空港着 午後5時30分頃
羽田空港解散

ポイント② 体験プログラムの策定

体験プログラムの策定にあたって受け入れ側とやり取りする際には、活動の目的やねらい、児童・生徒に身に付けさせたい学びや経験等を適切に伝えましょう。また、到着時刻や各日の食事等の決定事項を盛り込んだスケジュール素案を併せて送ることで、構成のブラッシュアップなど、より効果的な助言を得ることが期待できます。

体験プログラムを策定する際のやり取り（一例）

児童生徒には体験を通じて、
●●を身につけて欲しいのですが、
このようなプログラムはありますか？

スケジュールの素案を作りましたが、個々の
プログラムを、どのように配置すれば効率よく
活動できるでしょうか。



教員

○月の実施なので、□□体験等はいかがでしょうか。
多くの学校から、その内容に好評いただいています。

受け入れ側
担当者

目的・ねらいの伝達、
スケジュール素案の提示
→
体験プログラムや
スケジュールの提案

□□体験と△△体験
は、実施場所が離れて
いますので、別日開催
した方が良いです。
移動が大変になるので
お別れ式は、別の場所
を手配しておきますね。

- ※ 受入れ側が用意している体験プログラムは、先述の「子ども農山漁村交流プロジェクトコーディネートシステム」や、受入れ側のホームページで公開されています。
こうした情報を事前に確認しておくことで、円滑に調整を進められます。

また、農山漁村体験活動の宿泊先には、民泊、民宿やホテル・旅館、青少年教育施設等が、その候補として考えられます。地域の生活を体験できる「民泊」は、ホテル・旅館等と異なる側面を持つため、民泊することの意味・意義を、児童生徒や保護者に事前に伝えることが必要です。

⇒ p.80に、民泊の意味・意義（伝えるべき事項）について掲載

教員のプログラム策定を支援するため、「聞き取りシート」を用意している受入れ側も存在します。以下のシートに掲載されている情報を、受入れ側に伝えることで、目的やねらいを達成するための体験プログラムを提案してくれるかもしれません。

受入れ側が用意している「プログラム作成（聞き取りシート）」（例）

団体名	プログラム責任者	
TEL	E-mail	
利用日（日程） ／～／	入所時間 時 分	退所時間 時 分
対象（学年・クラス数） 学年 クラス	人数（男女比） 男 人 女 人	生活班の人数と班数 人 班
引率の人数 人	引率の指導経験 有・無	ボランティア・講師の有無 ボランティア 要・不要 講師 要・不要
予算（教材費）	予算（指導謝金は可能か） 可・不可	
指導者の思い（身に付けさせたい力・伸ばしたい力）		
重視したいポイント		
取り入れたい活動		
子どもの現状（良い面）	子どもの現状（課題）	（その背景は？）
評価について		

出典) 教員のための効果的な体験活動のすすめ方（国立吉備少年自然の家）

https://kibi.niye.go.jp/common2/material/download_file/file1/201504272247490039322.pdf

各種調整で既に決定している事項（到着時刻、各日の昼食時間、等）をスケジュール表に落とし込んだ上で、どのような活動をさせたいか、受入れ側に伝えましょう。

受入れ側に送付するスケジュール素案（例）

1日目（○月○日）

時間	活動内容	場所	受入れ側への伝達事項
07：00	学校集合・出発式	体育館	
07：30	バス出発	校門前	
09：00	○○SA到着・トイレ休憩	○○SA	
11：00	A公園到着（弁当昼食）	A公園	
13：00	歓迎式	B公民館	
↑↓	体験活動	指定なし	到着直後なので、○○地域の歴史や文化に触れる体験を希望
16：00	受入民泊家庭に移動	各家庭	
↑↓	各家庭と交流	〃	
18：00	夕食・入浴	〃	
22：00	消灯	〃	

2日目（○月□日）

時間	活動内容	場所	受入れ側への伝達事項
06：00	起床・朝食	各家庭	
07：30	集合	B公民館	
↑↓	体験活動（全員）	B公民館 近辺希望	活動後にB公民館へ戻りたいので、活動場所はB公民館の周辺を希望
指定なし	昼食、活動報告会	B公民館	午前の活動に応じて、時間は変更可
↑↓	体験活動（班別）	指定なし	班別の希望プログラムアンケートを別添
16：00	受入民泊家庭に移動	各家庭	午後の活動場所から、班ごとに移動
：	：	〃	

ポイント③ 安全管理体制の構築

普段の生活環境とは異なる土地で、様々な活動を実施する農山漁村体験活動は、事故や怪我等が起こりやすい状況にあります。事故の未然防止、および発生時の迅速・的確な対応に向けて、受入れ側や関係各所（警察、病院、等）との連携体制を確立しておく必要があります。

社団法人日本キャンプ協会が発行する「リスクマネジメントの手引き」では、自然体験活動における危険は大きく2つ（RISK、HAZARD）に分類できるとされています。

	具体例	考え方	対処方法
RISK (予測しやすい危険)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 木登り中に落ちる ✓ 火でヤケドする ✓ 刃物で手を切る 等	管理するもの	児童生徒への事前指導、安全教育 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 木登りの補助 ✓ 軍手や皮手袋の着用
HAZARD (不意に起こる危険)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 道具・設備の故障 ✓ 災害、がけ崩れ ✓ 危険生物との遭遇 等	排除するもの	下見（実地踏査）や設備点検等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 道具・設備の修理 ✓ 立入禁止区域の設定

出典) リスクマネジメントの手引き（社団法人日本キャンプ協会）に基づき作成

http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/library/dictionary/pdf/dic2_camp_anzen.pdf

児童生徒の事故や怪我の防止に向けて、事前学習の一環として、事前指導（道具の使い方、食中毒等の予防策、等）や安全教育を実施し、児童生徒自らが安全意識を持ち、農山漁村体験活動に臨むことが、未然防止につながると考えられます。

そのため、児童生徒には「何が危険であり、どうすれば防ぐことができるのか」を気付かせ、「自分の安全は自分で守る」という意識を育ませると良いでしょう。

事故や怪我は、想定外に起こるものです。事前に受入れ側と十分に情報交換し、教員間で検討・共有しておくことが、迅速・的確な対応に向けて重要だと考えられます。

保険の加入は、必要不可欠なリスクマネジメントです。児童生徒や教員等の参加者は、傷害保険に必ず加入し、必要に応じて、その他保険の利用も検討しましょう。

傷害保険では、加入者が怪我を負った際に、保険金の支払い対象になります。但し、保険金が支払われるには、「急激」かつ「偶然」な「外来」の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡したり、入院・通院した場合等という条件が満たされる必要があります。

急激性 ・・・ 時間的に短いだけでなく、予測不能と不可避の2要素が必要となります。

偶然性 ・・・ 傷害の原因または結果の一方、もしくは両方が偶然である必要があります。

外来性 ・・・ 傷害が身体の内部から出たものでないことを明らかにする主旨の要件です。

※ **傷害保険の支払い対象となる条件等は、保険会社各社に問い合わせてください。**

事故発生時における保護者の交通費を負担する保険への加入

千葉市立有吉中学校では、負傷した児童生徒を迎える保護者の交通費が一部支給される保険に加入しています。保護者には、新幹線・飛行機等の公共交通機関、もしくは自家用車で事故発生場所まで向かってもらう必要があり、その交通費は高額となる可能性が高いことから、保険への加入を決定、保護者からも理解を得ています。

十分に安全管理体制を構築していても、事故は突然起ります。事故発生時、教員には冷静な判断と対応が求められますので、事故対応のシミュレーション等も事前にを行い、万が一に備えた対応方法を確認しておきましょう。

1. 冷静になる

- ✓ 事故・被害の拡大を防ぐためには、適正な判断が求められます。そのため、まずは冷静になることが大切です。

2. 周りの安全を確保する（二次災害の防止）

- ✓ 救護処置を行う際、自分自身の安全を確保することが大切です。
- ✓ また、事故現場では、被害者に目を奪われてしまいますが、負傷者以外の安全を確保することがとても重要です。他の教員等と協力して、人数の確認を忘れず行いましょう。

3. 負傷者を救護する

- ✓ 救急車等の手配を行うと同時に、応急処置を行いましょう。119番通報する際には、負傷者の位置や状況、負傷理由等を分かる範囲で、はっきりと知らせましょう。
- ✓ また、重大な事故が発生した場合には警察（110番）へも連絡しましょう。

⇒ p.71に、緊急時の診療依頼に関する病院側との取り交わし書類（例）を掲載

4. 事故の記録をとる

- ✓ 他の教員等と協力して、メモ取り・写真撮影等、事故の状況を記録として残しましょう。負傷者や家族等への報告、また保険請求の際に役立つことがあります。

5. 保険会社へ連絡

- ✓ 加入している保険に応じて、保険会社に事故の状況を伝えましょう。

6. 負傷者への対応

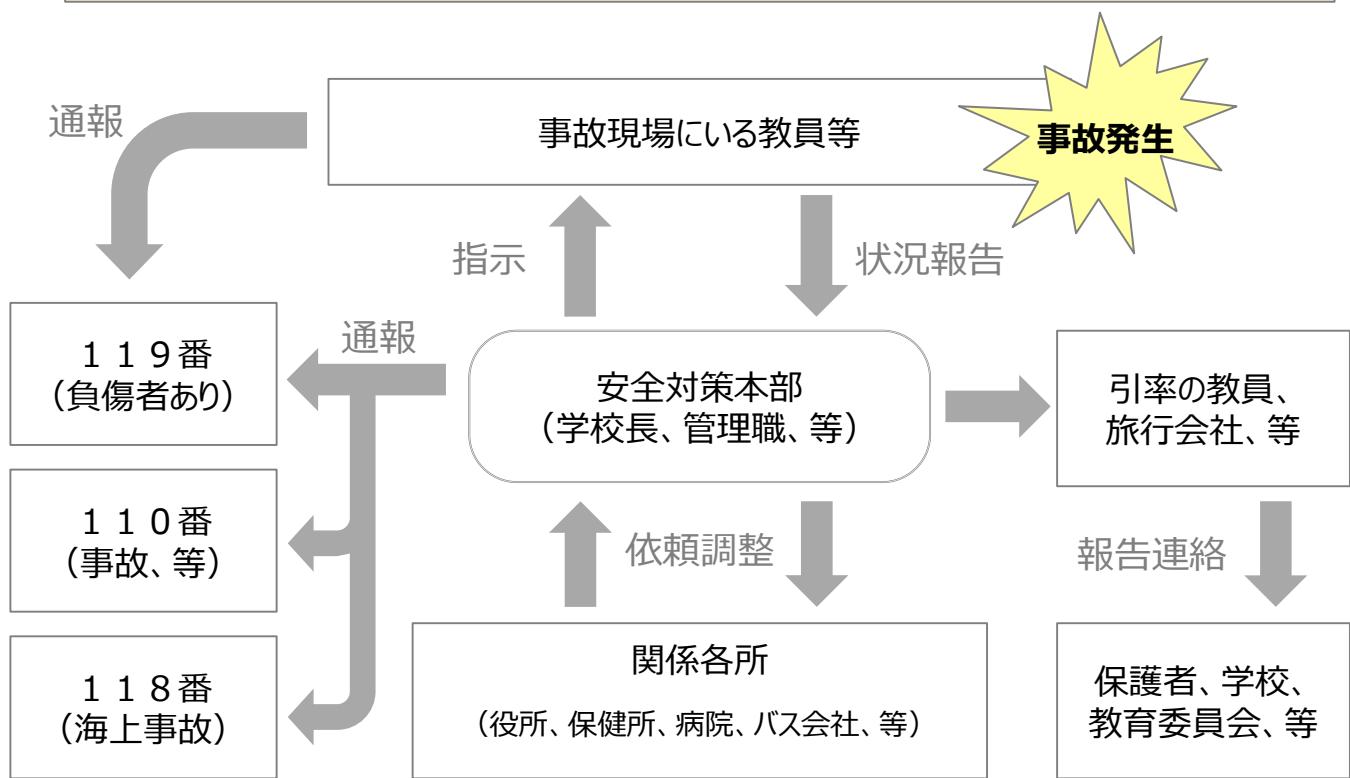
- ✓ 負傷者やその家族等へのお見舞いやお詫び等が必要です。むやみに急いで報告するのではなく、報告連絡事項が整ってから行いましょう。

出典) リスクマネジメントの手引き（社団法人日本キャンプ協会）に基づき作成

http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/library/dictionary/pdf/dic2_camp_anzen.pdf

安全管理体制の構築にあたって関係各所と連携している場合には、予め体制図を作成しておき、どのような連絡体制となっているか各主体が認識しておくことが求められます。また、近隣の病院や警察、救急等の住所や連絡先も情報として取りまとめておきましょう。

緊急事故発生時における連絡体制図（例）

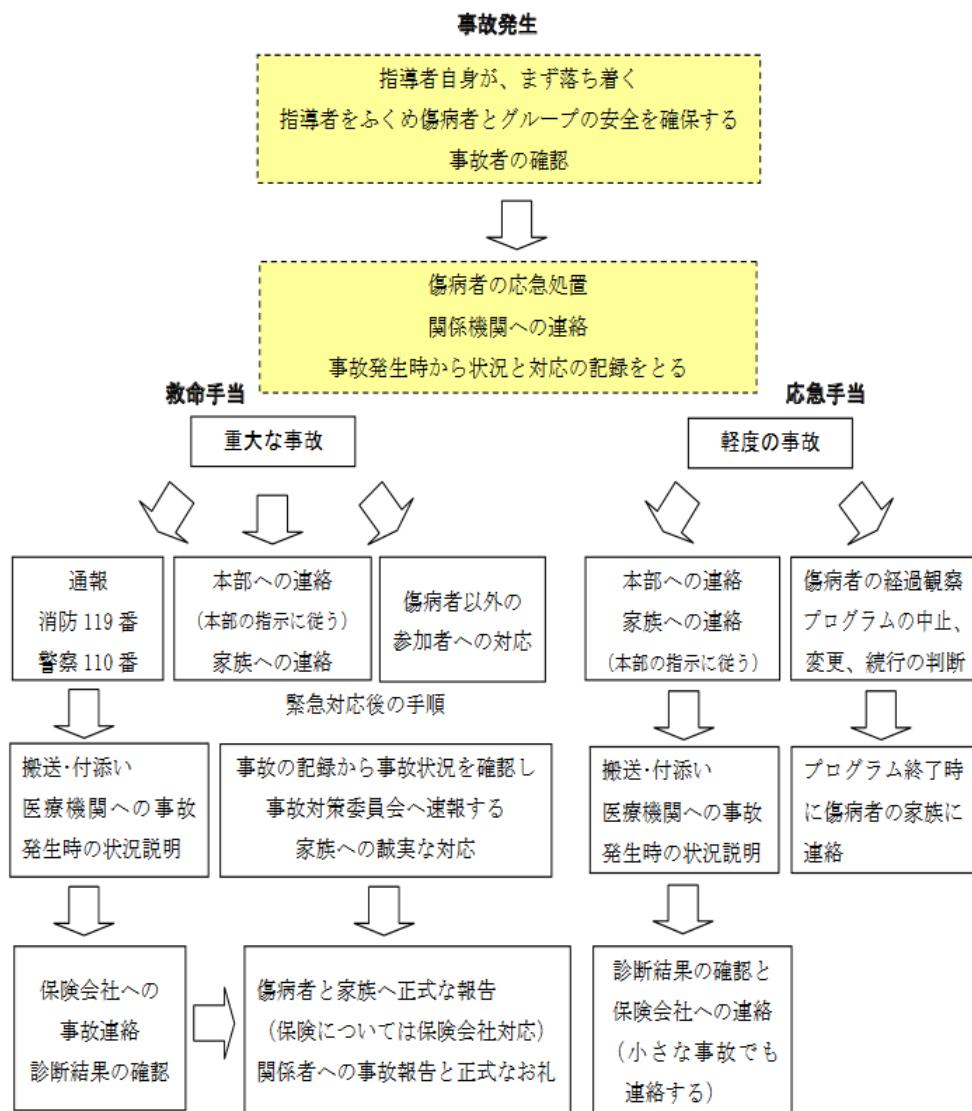


住所・連絡先を取り纏めておくべき関係各所

1. 夜間・救急病院 （併せて、診療科や部門の情報もあると尚良い）
2. 警察・交番
3. 消防・救急

受け入れ側が「来訪者向け 安全対策マニュアル」等を作成している場合には、事前に必ず内容を読み、受け入れ側が構築している体制に関する不明点や、実施にあたっての懸念点を解消して、農山漁村体験活動に臨むことが重要です。

緊急事故発生時における対応方法

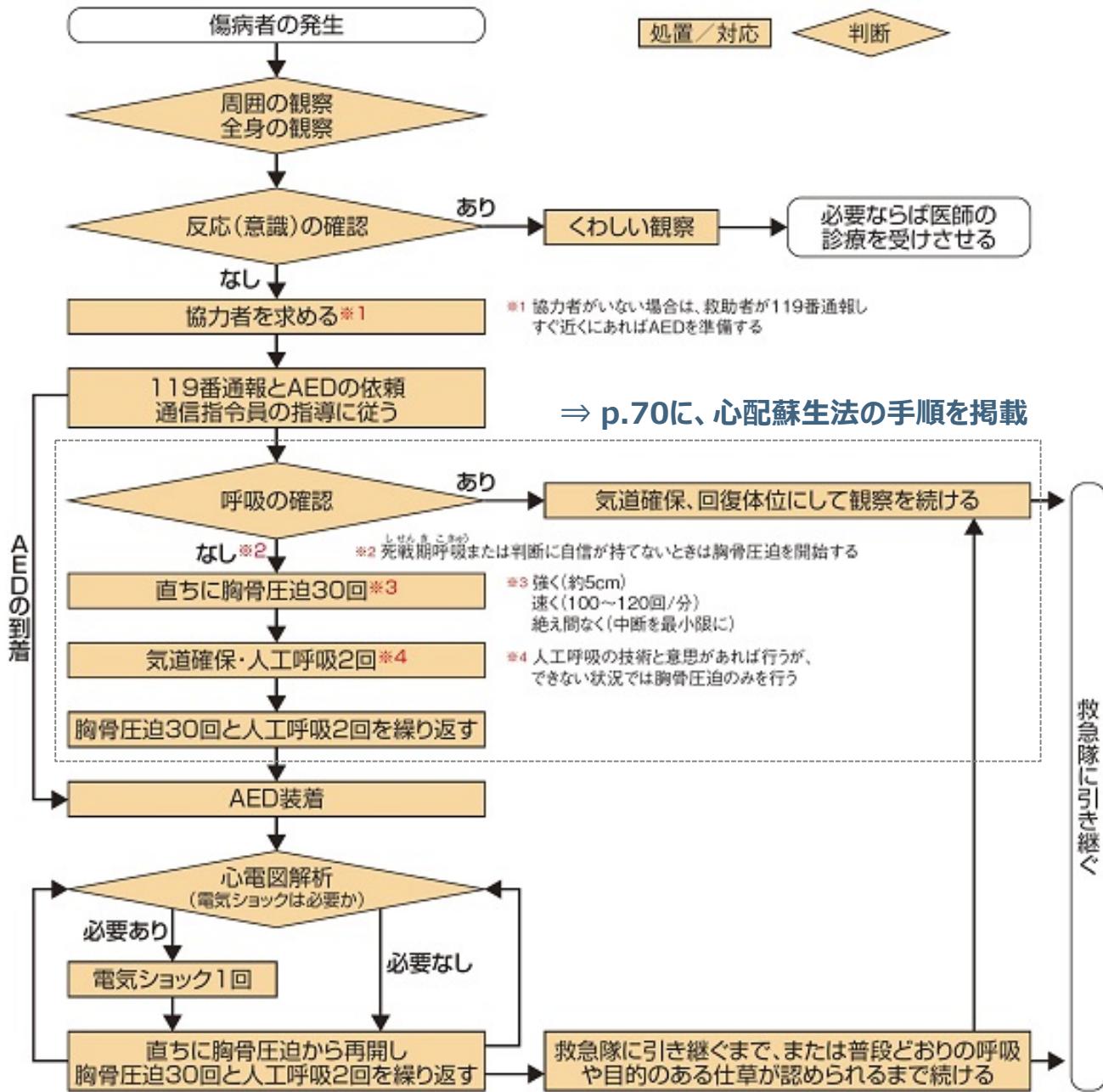


119番通報で伝えるべきポイント

- ✓ 事故発生場所 (施設名や住所だけでなく、目印になるものの情報も伝えましょう)
- ✓ 事故発生時間
- ✓ 負傷者の名前、年齢、性別
- ✓ 負傷理由、現在の容態
- ✓ 通報者の名前、電話番号

救急車が到着するまでの時間、及び応急処置の方法について、必ず確認しましょう。

一次救命処置の手順



出典) 一次救命処置の手順 (日本赤十字社)

<http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/process/>

心配蘇生法（CRP）の手順

倒れている人を見つける

反応なし

大声で応援を呼ぶ
→119番・AED

肩をたたき呼びかけ、返事や体の動きを見る

呼吸を見る

119番通報した際には、電話を切らずに指示を仰ぐ
普段通りの呼吸あり

◎気道確保、回復体位

胸や腹の動きを見る

呼吸なし

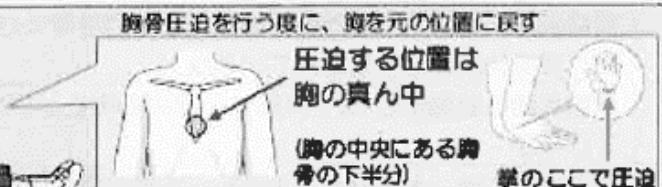
※呼吸が異常だと感じた場合は、心肺停止状態と見なして、ためらわずに胸骨圧迫を行う

心肺蘇生

胸骨圧迫

◎ただちに胸骨圧迫を開始

- 強く …成人5cm以上で6cmを超えない。小児は胸骨の1/3押す
- 速く …100~120回/分
- 絶え間なく …中断を最小に中断が10秒を超えない



人工呼吸

◎人工呼吸ができる場合 ⇒ 30:2 (*救助者2人・小児⇒15:2)

●気道確保

- ①片手を額に当てる
- ②もう一方の手であるごを持ち上げる



●人工呼吸

- ③額に当たった手の指で、鼻をつまむ
- ④口を大きく開け、歎病者の口を覆い、2回息を吹き込む

AED装着

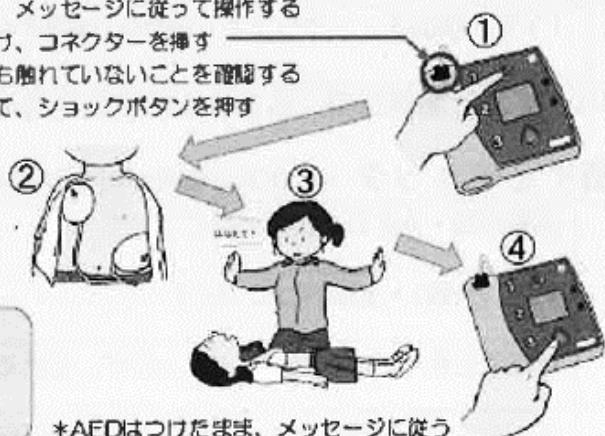
心電図解析

電気ショックは必要か？

必要なし

①電源を入れ、メッセージに従って操作する

- ②パッドをつけ、コネクターを挿す
- ③歎病者に誰も触れていないことを確認する
- ④指示に従って、ショックボタンを押す



必要あり

◎ショック1回
⇒その後ただちに
CPR再開

*AEDはつけたまま、メッセージに従う

***強く、速く、絶え間のない胸骨圧迫**

救急隊に引き継ぐまで、呼吸や目的のある仕草が認められるまで、CPRを続ける

事故や怪我等の万が一に備えて、農山漁村体験活動を実施する地域に所在する総合病院や近隣の病院等と、事前に診療依頼に関する書面を交わしておくことで、迅速な児童生徒の診療が可能となります。

病院側との取り交わし書類（例）

平成〇年〇月〇日

□□病院 院長 □□殿

(依頼者)

所在地 :

電話番号 : - - -

学校名称 :

代表者 :

緊急時（児童生徒）の診療依頼について

標記の件について、下記滞在期間中に急病人等が発生した場合には、貴医療機関を受診先として依頼いたします。尚、受診時に本人が提示する健康保険証は写しとなる場合がありますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

団体（学校）名称	(男性：名、女性：名)
滞在期間中の責任者	(TEL : - - -)
滞在期間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日()
滞在先（活動場所）	
宿泊先	(TEL : - - -)
備考	

しおりに掲載している「旅程表」等を添付すると親切です。

ポイント④ 下見(実地踏査)の実施

農山漁村体験活動を実施する際には、必ず下見（実地踏査）を実施しましょう。危険箇所や各種ルート等を多角的にチェックできることから、引率する教員全員が下見（実地踏査）に参加することが理想的ですが、最低限でも3名以上の教員（校長、担任、等）が参加することが望ましいと考えられます。

下見（実地踏査）は、授業に影響が出ないように学校が休みとなる土日に行われている学校が多い傾向にあります。下見（実地踏査）の日程・行程は、早い段階で受入れ側と調整しておき、余裕を持って実施しましょう。

また、参加できない教員と情報共有を図るために、写真やビデオを撮つておくことも重要です。

下見（実地踏査）を行う目的

- 1．受入れ側と対面での打合せを実施し、児童生徒が体験するプログラム内容や体験当日の進め方について、実地にて確認する（教員が実際に体験してみましょう）。
- 2．事故防止のために、危険箇所や安全管理をチェックする。
(児童生徒の動きをイメージしながら、危険箇所をチェックすることがコツです)
- 3．児童生徒が円滑に行動ができるように、ルート等を確認する。
(通常の行程ルートのみならず、緊急時の避難場所や避難ルートも把握しましょう)
- 4．受入民泊家庭や関係各所（警察、病院、等）への挨拶を実施する。
(アレルギー情報の共有・対応の検討、安全管理体制の確認、等)

下見（実地踏査）から農山漁村体験活動の実施まで、時間が空いている場合には、実施直前に再度、数名の教員で下見（実地踏査）が実施できると望ましいでしょう。特に、気候や環境、体験プログラムで使用する設備等が変わっている場合には、再確認が必要です。

下見（実地踏査）の位置づけとその具体例

計画の立案

- 児童生徒の実態把握（手段の実態・特性、健康面で配慮すべき点、等）
 - 行事の教育的意義とねらいの明確化
 - 校内の前任者から、安全管理上の配慮事項や問題点への対策等の引継ぎ
 - 「次年度への安全管理上の引継ぎ事項の総括」による他校取組状況の確認
- ↓
- 計画・立案（日程、内容、指導体制、緊急時、延期時の対応、等）に反映
 - 下見（実地踏査）チェックリストを基本にした学校独自の下見（実地踏査）
チェックリストの作成 ※ 現地で確認・点検すべき項目のリスト化
 - 下見（実地踏査）チェックリストに基づいた、下見（実地踏査）計画の作成

下見 (実地踏査) の実施

- 確認もれのないように、チェックリストに基づく下見（実地踏査）を実施
- 行程・コースの適切さ、雨天時の代替案
※ 児童生徒の目線で状況を確認すること
- 危険箇所のチェック、安全対策や緊急事態への対応方法の確認
- 施設職員・交通機関（鉄道、バス、タクシー）との情報交換や打合せ
- 児童生徒への事前指導や保護者説明会等に利用する資料の収集
(例：活動場所や危険箇所の撮影、避難場所等の地図資料、等)

計画の見直し

- 下見（実地踏査）で確認したことの実施計画案や指導日程細案への反映
 - 職員会議での実施計画案等の協議
- ↓
- 児童生徒への事前の安全指導

安全に過ごすための
心構えや留意事項

□ 保護者説明会

教育的意義、活動内容、
想定される危険と対策

当日の下見 (実地踏査) (体験活動前)

- 天候・気温のチェック
- 行程・コースの再確認
- 危険箇所の再確認
- 新たな危険への対策
- 補助者の役割と配置
- 直近で同様の行事を実施した学校からの情報収集

出典) 平成30年度版 校外学習（行事）の安全管理体制の整備に向けて（校外学習安全マニュアル）
豊橋市立章南中学校カッターボート転覆事故を教訓として（豊橋市教育委員会）に基づき作成

⇒ p.133、134に、事前や当日（体験活動前）の下見（実地踏査）で確認すべき
チェックリスト（例）を掲載